

## 調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1151 (2021. 6.15)

# 主要国の個人所得税負担率

## —金融所得課税の在り方をめぐり—考察—

はじめに	VI イタリア
I 日本	VII カナダ
II アメリカ	VIII 個人所得税負担率と金融所得をめぐり る課税方式との関係(国際比較)
III イギリス	
IV ドイツ	おわりに
V フランス	

キーワード：所得税、労働所得、資本所得、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲイン、所得税負担率、金融所得課税、総合課税、分離課税

- 我が国の所得税では、金融所得は基本的に分離課税されている。同所得の課税方式については見直し論も提示され、所得税をめぐり論点の一つとなっている。
- 主要先進国の税務統計を基に、所得金額階級別の個人所得税負担率の算出を試みた。算出結果を見る限り、金融所得に対してフラット（比例）税率により課税を行う国では、所得が一定水準を超えると負担率が低下することがうかがえる。一方、金融所得に対して労働所得と同一の税率で累進課税を行う国等では、このような現象は見られず、所得の増加に伴い個人所得税負担率は上昇する。
- 金融所得に対する課税の在り方をめぐっては、これまでの経緯を踏まえつつ、適切な税負担の在り方や国内経済への影響等を見据えた議論が求められる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 せこゆうすけ 瀬古 雄祐

第 1 1 5 1 号

## はじめに

利子所得、配当所得、キャピタル・ゲイン（株式等譲渡益）は一般に金融所得と称される<sup>1</sup>。我が国の現行の所得税では、金融所得は分離課税の対象とされ、フラット（比例）税率による課税<sup>2</sup>が行われている。この課税方式の是非をめぐっては諸説が展開され、所得税の論点の一つとなっている。

金融所得課税の在り方について、政府税制調査会は「勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、諸外国の税制も参考にしつつ、総合的に検討していくべきである」としている<sup>3</sup>。また、国会審議において、令和3年度税制改正を実施するための法案の委員会採決時に、所得税や贈与税などの在り方を改めて見直し、所得再分配機能・資産再分配機能の強化を検討することへの十分な配慮を政府に求める附帯決議が付されるなど<sup>4</sup>、金融所得課税を含む所得税の課題に向けられる関心は、高まりつつある。本稿では、金融所得課税の在り方をめぐる今後の議論に資するため、主要先進国を対象に、個人所得、特に金融所得に対する課税方式を概観しつつ、各国の最新の税務統計を基にした個人所得課税の所得金額階級別負担率の算出とその比較を試みる。ただし、本稿における各国の個人所得税負担率の算出においては、特に断りのない限り、中央政府（連邦政府を含む。）により課される個人所得課税分のみを対象としている（すなわち、地方税及び州税等は考慮していない。）。

なお、本稿での分析については、統計上の制約要因が少なくない。各国の統計の間には、所得金額階級に係る区分に大きな差異があるほか、統計に含まれる金融所得の範囲も異なっていると考えられることから、その比較検討においては十分な注意が必要であろう<sup>5</sup>。また、金融所得を労働所得と区分して課税する方式が採用されている事例の間でも、課税方式の詳細や税率の水準において差異が見られるところ、こうした要素が、個人所得税負担率に影響を与えている可能性も考えられる。

---

\* 本稿におけるインターネット情報への最終アクセス日は、令和3（2021）年5月18日である。なお、本稿では、各金額の表記につき、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和3年5月中において適用）に基づき円換算した上で四捨五入した金額を併記した。

<sup>1</sup> 一般に、個人の所得のうち、労働の対価として得られる所得を労働所得、金融資産や不動産等の資産を源泉とする所得（金融所得を含む。）を資本所得という。

<sup>2</sup> フラット（比例）税率による課税とは、所得の多寡にかかわらず、当該所得に対して一定税率を適用する課税方式をいう。これに対し、超過累進税率による課税とは、所得の増加に応じて所得の高い部分に適用する税率を累進的に高めていく課税方式をいう。

<sup>3</sup> 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」2019.9, p.12. 内閣府 HP <[https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kai1\\_2.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kai1_2.pdf)>

<sup>4</sup> 第204回国会衆議院財務金融委員会議録第8号 令和3年3月2日 pp.9-10; 第204回国会参議院財政金融委員会議録第7号 令和3年3月26日 なお、当該法案（「所得税法等の一部を改正する法律案」（第204回国会閣法第3号））は令和3年3月26日に成立した（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第11号））。

<sup>5</sup> 各国の税務統計で用いられている所得金額階級に係る区分は一定ではないため、例えば、所得水準の高い層に係る個人所得税負担率の詳細（所得が極めて高い層につき税負担率が低下する現象が生じるか否かの検討を含む。）を、統一的な精度で分析することができない。各国の個人所得税負担率を正確に算出・比較するためには、各国につき同水準の所得金額階級区分の下で示されたデータに依拠する必要があると考えられるものの、そうしたデータは入手できなかった。

## I 日本

### 1 所得税の課税方式の概要

我が国の現行の所得税は、あらゆる所得を総合して超過累進税率（5～45%の7段階）を適用する総合課税を原則としている。ただし、労働所得に相当する給与所得等<sup>6</sup>については総合課税が適用される一方、金融所得（利子所得、配当所得、キャピタル・ゲイン<sup>7</sup>）については、他の所得と分離した上でフラット（比例）税率 15%<sup>8</sup>を適用する分離課税が採用されている<sup>9</sup>。この分離課税は、金融資産の海外逃避の防止や課税の簡素さ・中立性・効率性の維持等の観点から設けられているものと説明される<sup>10</sup>。

なお、個人所得に対しては、所得税に加え、地方税である個人住民税が課される。個人住民税の税率は、給与所得等の労働所得につき 10%（所得割）であるのに対し、金融所得については 5%（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）である。そのため、金融所得に係る実質的な税率は国税・地方税を合わせて 20%となっている。

### 2 所得税の負担率及び現行の課税方式に対する評価

国税庁による「申告所得税標本調査」<sup>11</sup>を基に、合計所得金額階級別に示された所得税額（源泉徴収税額と申告納税額の和）を合計所得金額で除することにより、合計所得金額階級別の申告所得税負担率の算出が可能である。ここに示された申告所得税の負担状況を見ると、合計所得金額が 1 億円近辺を境に、同金額が増加するにつれて申告所得税負担率が低下する現象が確認できる（図 1）<sup>12</sup>。

一般に、金融所得については、その大部分をキャピタル・ゲインが占めているのが現状であり<sup>13</sup>、高所得者層への偏在度が高いと考えられる。こうした所得に対して労働所得と同様の累進課税（税率は 5～45%）を適用した場合に想定される適用税率に比べ、現行税制の下での適用税率（15%）はなお低率にとどまることから、こうした高所得者層における負担率の低下が

<sup>6</sup> 我が国の税制において、労働所得に相当する所得としては、給与所得のほか、家内労働者の内職等による収入（事業所得又は雑所得として課税される。）が挙げられる（「税制・助成制度を活用しよう！」厚生労働省 HP <<https://kanairodo.mhlw.go.jp/etc/subsidy.html>> を参照）。

<sup>7</sup> 以下、特に断りのない限り、本稿においてキャピタル・ゲインとは、当該資産の売却を通じて実現されたキャピタル・ゲインをいう。

<sup>8</sup> 令和 19（2027）年末まで併課される復興特別所得税分を勘案すると、税率は 15.315%である。

<sup>9</sup> 厳密には、利子所得及びキャピタル・ゲインについては税率 15%による分離課税、配当所得については税率 15%の分離課税と総合課税との選択制とされている。また、一般に、金融所得のうち配当所得については、法人が利益を得た段階と、それが配当として個人株主に分配された段階のそれぞれにおいて、課税がなされ得る。この両段階での課税につき、調整が行われるか否かは、国により異なっている。我が国の現行税制では、配当所得について、総合課税を選択する場合に限り、配当控除（課税総所得金額等及び配当所得に応じて算出される一定額を、算出税額から控除する仕組み）の適用によって法人段階での税負担（法人税）との調整がなされる。

<sup>10</sup> 金子宏『租税法 第 23 版』弘文堂、2019、p.207。

<sup>11</sup> 国税庁長官官房企画課「申告所得税標本調査—調査結果報告— 令和元年年分」2021.2. <<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2019/pdf/r01.pdf>>

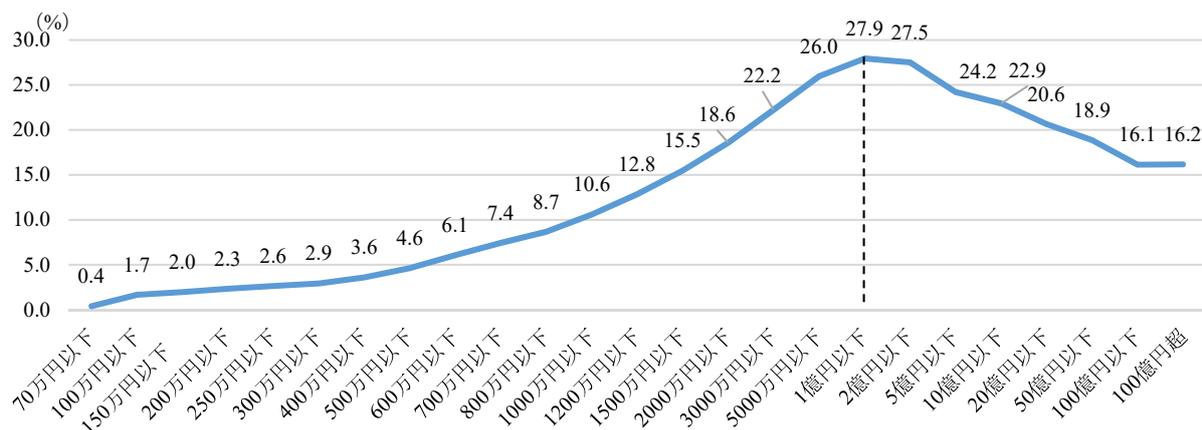
<sup>12</sup> なお、ここで対象としているのは国税の所得税のみであるが、地方税である個人住民税はフラット税率での課税であることから（I 1 を参照）、個人住民税に係る負担分を考慮に加えても、税負担率の傾向（すなわちグラフの基本的な形状）に大きな変化はないと考えられる。

<sup>13</sup> 我が国の場合、現下の低金利（ゼロ金利）を背景として、利子所得はいずれの所得階層でも僅かな金額・割合にとどまっている。また、いずれの所得階層においても、絶対額・割合ともキャピタル・ゲインが配当所得を大きく上回っている。

生じるものと推察される。

一部の有識者等からは、公平性の観点から、現行の金融所得に対する課税の在り方を問題視する姿勢が示されている。具体的には、税率 15%による分離課税が、給与所得等に比べて金融所得に係る税負担が過少となる結果をもたらしているとして、金融所得の総合課税化や同所得への適用税率の引上げを行うべきであるとの指摘が見られる<sup>14</sup>。

図 1 我が国の申告所得税における合計所得金額階級別負担率（令和元年年分）



(注) 所得金額があっても申告納税額のない者は含まれていない。  
 (出典) 国税庁長官官房企画課「申告所得税標本調査—調査結果報告— 令和元年年分」2021.2. <<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhohon2019/pdf/r01.pdf>> を基に筆者作成。

## II アメリカ

### 1 連邦個人所得税の課税方式の概要

アメリカの連邦個人所得税 (Individual Income Tax) では、労働所得に相当する給与所得は合算され、所得控除の適用の後、超過累進税率 (10~37%の 7 段階) が適用されて税額が算出される (税額算出過程の詳細は表 1 を参照)。金融所得のうち利子所得についても同様である。

表 1 アメリカの連邦個人所得税の課税方式の概要

- |  |
|--|
| <p>① 各種類の所得を合算したものから、一定の経費等 (例えば、個人事業主の事業経費や賃貸収入・使用料 (ロイヤルティ) 収入に係る経費等) を控除し、「調整総所得 (Adjusted gross income)」を算出。</p> <p>② 調整総所得から、(a)概算控除 (「標準控除 (standard deduction)」) 又は (b)各種の個別の実額控除 (項目別控除 (itemized deductions)) のいずれかを適用し、課税所得 (Taxable income) を算出。</p> <p>③ 課税所得に対して税率を適用し、税額を算出。その後、税額控除 (給付付き税額控除を含む。) を適用。</p> |
|--|

(注 1) なお、上記(b)の実額控除 (項目別控除) の 1 類型として、州政府と州内の基礎自治体によって個人に課された税のうち一部の税 (所得税や小売売上税、財産税) 等の支払額につき、調整総所得から控除することができる。

(注 2) 2017 年以前は標準控除又は項目別控除の適用後、人的控除 (納税者本人及び配偶者に係る負担調整措置) 及び扶養控除 (扶養親族に係る負担調整措置) が適用されたが、2018 年以後はこれらの控除は廃止された (ただし、同時に標準控除の拡充や扶養親族に係る税額控除の創設等の代替措置が講じられている。)

(出典) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法—所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで— 第 7 版』中央経済社、2019 年各種資料を基に筆者作成。

<sup>14</sup> 例えば、池上岳彦「学者が斬る 所得税・消費税の公平な抜本改革を」『エコノミスト』87(40), 2009.7.28, pp.46-49; 森信茂樹「経済教室 格差・環境・巨大 IT 対応急げ」『日本経済新聞』2020.11.16. 池上氏は金融所得につき総合課税を適用すべきであると主張している。一方、森信氏は、マイナンバーを利用して一定以上の金融所得のある者に対象を絞った上で、金融所得に係る適用税率の引上げを主張している。

一方、配当所得及び長期キャピタル・ゲイン<sup>15</sup>については、労働所得から区分され税額算出が行われる<sup>16</sup>。具体的には、労働所得に相当する給与所得、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げた上で、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの部分について、積み上げた額に対応する所得区分（ブラケット）に応じて、労働所得に対して適用されるものとは異なる超過累進税率（0%、15%、20%の3段階）が適用され、税額が算出される<sup>17</sup>。労働所得と資本所得を区分した上で、両所得を順に積み上げ、後者に対して前者よりも低い税率で累進課税するこうした仕組みは、段階的課税と称される<sup>18</sup>。

なお、2013年以降、高所得者を対象に、所得のうち一定額を超える部分<sup>19</sup>又は純投資所得<sup>20</sup>のいずれか小さい方の額を課税ベースとして、連邦個人所得税とは異なる連邦レベルでの個人所得課税である税率3.8%の純投資所得税（Net Investment Income Tax）が課されている<sup>21</sup>。また、個人所得に対しては、連邦レベルでの課税に加え、州及び州内の基礎自治体のレベルでも個人所得税が課される場合が多いが、その課税ベースや税率は様々である。金融所得については、州税等では労働所得と合算の上、課税される。

## 2 連邦個人所得税の負担率

内国歳入庁（Internal Revenue Service: IRS）による2018年分の連邦個人所得税に関する税務統計<sup>22</sup>を基に、同税の税務申告のうち税額発生分のデータを対象として、調整総所得（Adjusted gross income）<sup>23</sup>階級別に示された税額（Total income tax）を調整総所得で除することにより、調整総所得階級別の連邦個人所得税負担率を算出した（図2）。図からは、同負担率が所得水準の高まりとともに上昇を続けるものの、「5.5億円未満」の階級を境に、高い所得階級において、グラフの傾きが、右上がりから右下がりへと転じていることが分かる。ここから、連邦個人所得税では、高所得者層につき負担率の低下が生じていることがうかがえる。

<sup>15</sup> 1年超の期間保有していた金融資産の譲渡等から生じるキャピタル・ゲインをいう。なお、保有期間が1年以下である金融資産の譲渡等から生じるキャピタル・ゲイン（短期キャピタル・ゲイン）は労働所得と合算の上、累進課税される。

<sup>16</sup> 金融所得のうち配当所得について、法人段階での税負担（法人所得課税）との調整は行われない。

<sup>17</sup> なお、アメリカでは、高所得者層が保有する株式等に係るキャピタル・ゲインにつき、適用税率を引き上げる方針が示されている（「米、富裕層増税へ新計画」『日本経済新聞』2021.4.24.）。

<sup>18</sup> 「金融・証券税制に関する資料」財務省HP <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b06.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b06.htm)>

<sup>19</sup> 具体的には、例えば独身者の場合は年間20万ドル、夫婦共同申告の場合は年間25万ドルを超える調整総所得（後掲注(23)）をいう。

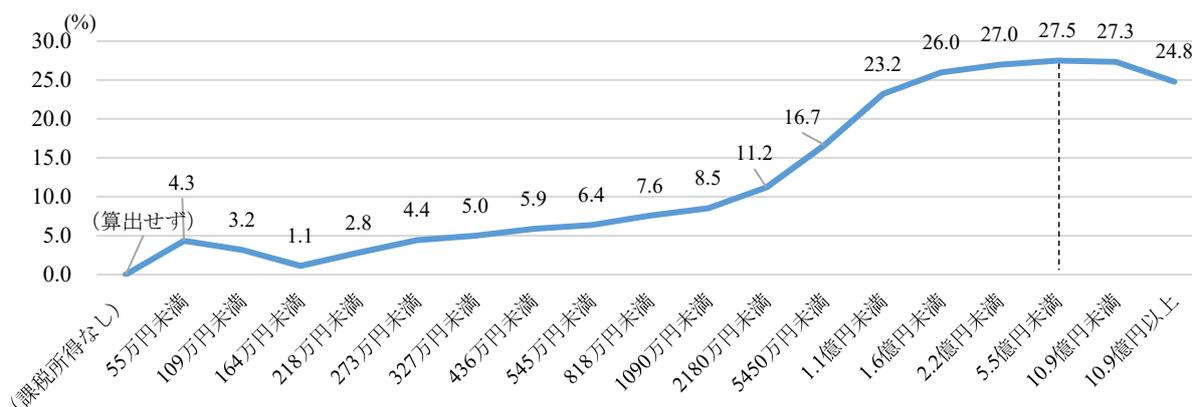
<sup>20</sup> 利子、配当、キャピタル・ゲイン、賃料等の投資所得から損失等を控除したものをいう。

<sup>21</sup> バラク・オバマ（Barack Obama）政権下で成立した2010年医療保険改革法（Patient Protection and Affordable Care Act of 2010, P.L.111-148.）の修正のための立法に基づく課税であり、税収はいわゆる「オバマケア」の財源の一部と位置付けられている（阿部敦壽「欧米主要国における最近の税制改革の動向」『財政金融統計月報』No.735, 2013.7, p.4.（国立国会図書館インターネット資料収集事業（WARP）により保存されたページ）<[https://warp.da.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11247618/www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin\\_geppo/hyou/g735/735\\_a.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/collections/content/info:ndljp/pid/11247618/www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g735/735_a.pdf)>）。

<sup>22</sup> “Table 1.1. All Returns: Selected Income and Tax Items, by Size and Accumulated Size of Adjusted Gross Income, Tax Year 2018 (Filing Year 2019),” Internal Revenue Service, *Individual Income Tax Returns Complete Report 2018*, p.43. <<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p1304.pdf>>

<sup>23</sup> 各種類の所得を合算したものから、個人事業主の事業経費や賃貸収入・使用料（ロイヤルティ）収入に係る経費など一定の経費等を控除したものをいう。

図2 アメリカの連邦個人所得税における調整総所得階級別の負担率（2018年分）



(注1) 対象に金融所得を含むと見られる。

(注2) 調整総所得階級の各金額は、基準外国為替相場（令和3年5月中において適用）に基づき、1ドル=109円として円換算した上で、四捨五入したもの。

(注3) 「(課税所得なし)」の階級については、税務統計上、調整総所得の値が負数となっていることから、負担率は算出していない。

(出典) “Table 1.1. All Returns: Selected Income and Tax Items, by Size and Accumulated Size of Adjusted Gross Income, Tax Year 2018 (Filing Year 2019),” Internal Revenue Service, *Individual Income Tax Returns Complete Report 2018*, p.43. <<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p1304.pdf>> を基に筆者作成。

### III イギリス

#### 1 個人所得税の課税方式の概要

イギリスの個人所得税 (Income Tax) では、労働所得に相当する給与所得は合算され、基礎控除 (Personal Allowance)<sup>24</sup>が適用された上で、超過累進税率 (20%、40%、45%の3段階) が適用されて税額が算出される。

一方、利子所得及び配当所得については、それぞれ貯蓄控除<sup>25</sup>及び配当控除<sup>26</sup>が適用された上で、労働所得に相当する給与所得、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げ、利子所得及び配当所得のそれぞれの部分について、積み上げた額に対応するブラケットに応じて、労働所得に対して適用されるものとは異なる超過累進税率 (利子所得については10~45% (4段階)、配当所得については7.5%、32.5%、38.1% (3段階)) が適用されて税額が算出される (段階的課税)。また、キャピタル・ゲインについては、キャピタル・ゲイン税 (Capital Gains Tax) という別税目が課される。同税は、基礎控除 (定額)<sup>27</sup>の適用後、10%及び20%の2段階の超過累進税率が適用され、税額が算出される仕組みである。

なお、イギリスにおいては、個人所得を課税ベースとする他の税目は、地方税を含め設けられていない。

<sup>24</sup> 所得が10万ポンド (1520万円) を超える場合には控除額が遞減し、同12.5万ポンド (1900万円) 以上の場合には控除が適用されない仕組みである。また、一定の要件の下で、控除額の一部を配偶者等に移転できる。

<sup>25</sup> 適用税率に応じて1,000ポンド (15万円) 又は500ポンド (8万円) が利子所得から控除される。なお、所得金額が一定以上の水準の場合には控除の適用ができない。

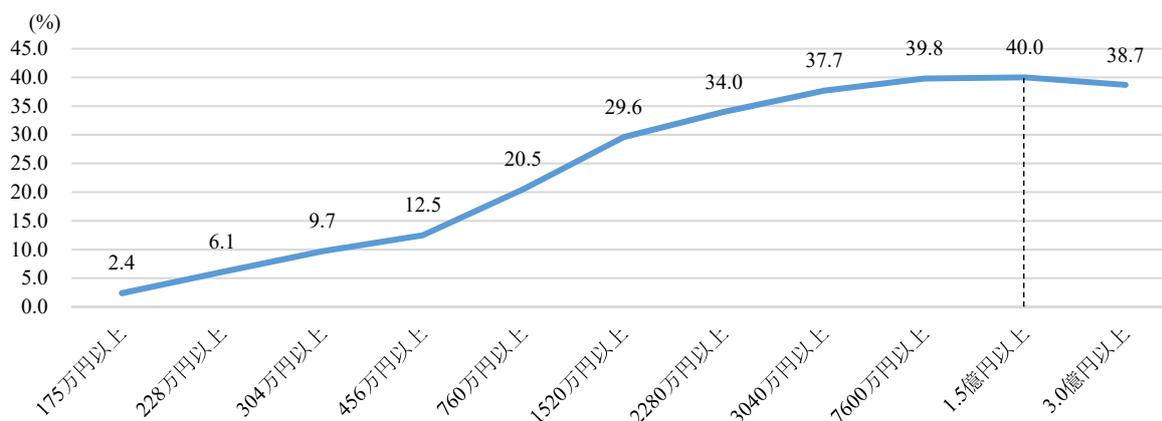
<sup>26</sup> 法人段階での税負担 (法人税) との調整の観点から設けられている控除であり、配当所得から2,000ポンド (30万円) (2015年度以前は5,000ポンド (76万円)) が控除される。

<sup>27</sup> 控除額は課税年度 (4月6日から翌年の4月5日まで) ごとに定められると見られ、例えば、2017年度は土地等の譲渡益と合わせて1万1300ポンド (172万円)、2021年度は同1万2300ポンド (187万円) である。

## 2 個人所得税の負担率

歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs: HMRC) による 2017 年度分の個人所得税に関する税務統計<sup>28</sup>には、総所得金額 (Total income) 階級別に、税額 (Tax liability) を総所得金額で除することにより算出した個人所得税の負担率が示されている (ただし、別税目が課されるキャピタル・ゲインについては、当該統計には含まれていないと考えられる<sup>29</sup>) (図 3)。図からは、同負担率が所得水準の高まりとともに上昇を続けるものの、「1.5 億円以上」の階級を境に、高い所得階級において、グラフの傾きが僅かに右下がりへと転じていることが分かる。ここから、個人所得税では、高所得者層につき若干の負担率の低下が生じていることがうかがえる。

図 3 イギリスの個人所得税における総所得金額階級別の負担率 (2017 年度分)



(注 1) 対象には、キャピタル・ゲインを含まず、それ以外の金融所得 (申告分) を含むと見られる。

(注 2) 総所得金額階級の各金額は、裁定外国為替相場 (令和 3 年 5 月中において適用) に基づき、1 ポンド=152 円として円換算した上で、四捨五入したもの。

(出典) “Table 2.5 Income Tax liabilities, by Income Range.” *Income Tax liabilities statistics: tax year 2017 to 2018, to tax year 2020 to 2021*. GOV.UK HP <<https://www.gov.uk/government/statistics/income-tax-liabilities-statistics-tax-year-2017-to-2018-to-tax-year-2020-to-2021>> を基に筆者作成。

## IV ドイツ

### 1 個人所得税の課税方式の概要

ドイツの個人所得税 (Einkommensteuer) では、労働所得に相当する給与所得は合算され、定められた税額算出式を適用することにより税額が算出される (税率は 0~45%)<sup>30</sup>。基礎控除は設けられていないが、一定額までの所得について税率 0%を適用することで実質的に税負担を

<sup>28</sup> “Table 2.5 Income Tax liabilities, by Income Range.” *Income Tax liabilities statistics: tax year 2017 to 2018, to tax year 2020 to 2021*. GOV.UK HP <<https://www.gov.uk/government/statistics/income-tax-liabilities-statistics-tax-year-2017-to-2018-to-tax-year-2020-to-2021>> 統計には見込額によるものを含め直近複数年度分のデータが示されているが、本稿では、実額が示されている年度のうち最新である 2017 年度分のデータを用いた。

<sup>29</sup> キャピタル・ゲイン税に係る統計は別に公表されている (“Capital Gains Tax statistical tables.” GOV.UK HP <<https://www.gov.uk/government/statistics/capital-gains-tax-statistical-tables>>)。

<sup>30</sup> また、税額控除後の所得税額に対して税率 5.5%の連帯付加税 (Solidaritätszuschlag) が課されるため、実質的な最高税率は 47.475%となる。連帯付加税については、尾崎乾介「短報 ドイツの連帯付加税」『レファレンス』No. 728, 2011.9, pp.109-115. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050700\\_po\\_072806.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050700_po_072806.pdf?contentNo=1)> を参照。ただし、2021 年以降、課税最低限の大幅な引上げが実施され、同税の課税対象は高所得者のみとなった (今岡植「欧米主要国における近年の税制改革の動向」『財政金融統計月報』No.817, 2020.5, pp.1-12. <[https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin\\_geppo/hyou/g817/817\\_a.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g817/817_a.pdf)>)。

生じさせない仕組み（ゼロ税率）が備わっている。

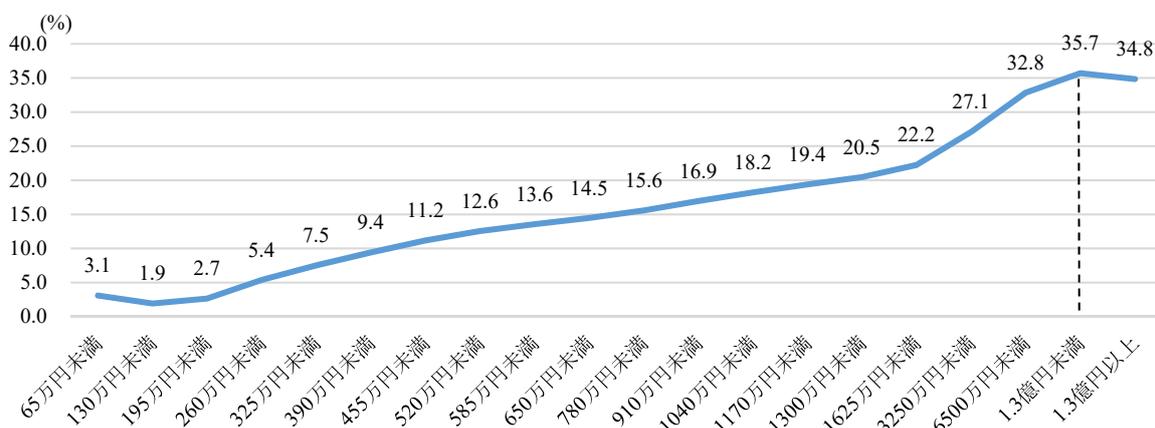
一方、金融所得（利子所得、配当所得、キャピタル・ゲイン）については、原則として労働所得からは分離され、年間 801 ユーロ（10 万円）（夫婦共同申告の場合は 1,602 ユーロ（21 万円））が控除された上で、25%のフラット税率<sup>31</sup>で課税される<sup>32</sup>。

なお、ドイツの個人所得税は共有税（Gemeinschaftsteuer）とされ、税収は連邦、州、基礎自治体にそれぞれ一定割合が帰属する。個人所得税のほか、所得のある全居住者を対象とした所得課税は設けられていない<sup>33</sup>。

## 2 個人所得税の負担率

連邦統計庁（Statistisches Bundesamt）による 2016 年分の個人所得税に関する統計資料<sup>34</sup>を基に、算出税額（Festzusetzende Einkommensteuer）を総所得金額（Gesamtbetrag der Einkünfte）で除することにより、総所得金額階級別の個人所得税負担率を算出した（図 4）。

図 4 ドイツの個人所得税における総所得金額階級別の負担率（2016 年分）



(注 1) 対象には、金融所得の一部のみが含まれていると考えられる。

(注 2) 総所得金額階級の各金額は、裁定外国為替相場（令和 3 年 5 月中において適用）に基づき、1 ユーロ = 130 円として円換算した上で、四捨五入したもの。

(出典) Statistisches Bundesamt, “1 Einkünfte, zu versteuerndes Einkommen und festzusetzende Einkommensteuer der Lohn- und Einkommensteuerpflichtigen nach Größenklassen des Gesamtbetrags der Einkünfte; B 1.1 Nach der Grund- und Splittingtabelle zusammen,” *Finanzen und Steuern: Lohn- und Einkommensteuer - Fachserie 14 Reihe 7.1 – 2016, 2020*, pp.16-17. <[https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Steuern/Lohnsteuer-Einkommensteuer/Publikationen/Downloads-Lohn-und-Einkommenssteuern/lohn-einkommensteuer-2140710167004.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Steuern/Lohnsteuer-Einkommensteuer/Publikationen/Downloads-Lohn-und-Einkommenssteuern/lohn-einkommensteuer-2140710167004.pdf?__blob=publicationFile)> を基に筆者作成。

<sup>31</sup> 連帯付加税分を合わせると税率は 26.375%である。

<sup>32</sup> なお、金融所得については通常は申告を要しないが、金融所得と他の所得を合算したときに適用される税率が 25% 以下となる場合には、申告により、労働所得と合算した上での累進課税の適用が可能とされる。ただし、申告を行った結果、労働所得と合算した上での累進課税を選択した方が納税者にとって不利になる場合には、税務当局において当該金融所得は申告されなかったものとして取り扱われ、税率 25%で課税される。また、金融所得のうち配当所得について、法人段階での税負担（法人税）との調整は個人段階では行われていないと見られる。

<sup>33</sup> ただし、教会の構成員等を対象として、所得税に付加的に課される教会税（Kirchensteuer）が存在する。

<sup>34</sup> Statistisches Bundesamt, “1 Einkünfte, zu versteuerndes Einkommen und festzusetzende Einkommensteuer der Lohn- und Einkommensteuerpflichtigen nach Größenklassen des Gesamtbetrags der Einkünfte; B 1.1 Nach der Grund- und Splittingtabelle zusammen,” *Finanzen und Steuern: Lohn- und Einkommensteuer - Fachserie 14 Reihe 7.1 – 2016, 2020*, pp.16-17. <[https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Steuern/Lohnsteuer-Einkommensteuer/Publikationen/Downloads-Lohn-und-Einkommenssteuern/lohn-einkommensteuer-2140710167004.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Steuern/Lohnsteuer-Einkommensteuer/Publikationen/Downloads-Lohn-und-Einkommenssteuern/lohn-einkommensteuer-2140710167004.pdf?__blob=publicationFile)>

ただし、当該統計の注記等から、同統計には、金融所得につき、その一部のみが計上されていると考えられる。図からは、同負担率が所得水準の高まりとともに上昇を続けるものの、「1.3 億円未満」の階級を境に、高い所得階級において、グラフの傾きが僅かに右下がりへと転じていることが分かる。ここから、個人所得税では、高所得者層につき若干の負担率の低下が生じていることがうかがえる。

## V フランス

### 1 個人所得税の課税方式の概要

フランスの個人所得税 (impôt sur le revenu) では、労働所得に相当する給与所得は合算され、超過累進税率 (0~45%の5段階) が適用されて税額が算出される<sup>35</sup>。ドイツと同様に、基礎控除は設けられていないが、ゼロ税率の仕組みが備わっている。また、個人所得税に加え、個人所得を課税ベースとして、一般社会税 (contribution sociale généralisée: CSG)<sup>36</sup>等の複数の社会保障目的税 (課税の有無及び法定税率は所得の種類等に応じて異なり、最高で計 17.2%) が課される<sup>37</sup>。

金融所得 (利子所得、配当所得、キャピタル・ゲイン) について、2017 年以前は労働所得と合算し、超過累進税率 (0~45%の5段階) が適用されて税額が算出される方式がとられていた。2018 年以後は、金融所得につき分離した上でフラット税率 12.8%での課税 (上述の社会保障目的税 (法定税率は 17.2%) と合わせ、実質的な税率は 30%) と、超過累進税率による上述の従来方式の課税との間での選択制とされている<sup>38</sup>。

フランスにおいては、所得税及び社会保障目的税のほかには、個人所得に対して課される地方税等は設けられていない<sup>39</sup>。

### 2 個人所得税の負担率

公共財政総局 (Direction générale des Finances publiques) による 2017 年分の個人所得税に関する年次税務統計<sup>40</sup>に基づき、課税世帯の純所得金額階級 (Tranche d'impôt net) 別に、税額 (Montant total de l'impôt net) を世帯所得 (Montant total du revenu fiscal de référence) で除することにより、個人所得税負担率を算出した (図 5)。図からは、同負担率が所得水準の高まりとともに上昇

<sup>35</sup> なお、年間所得が 25 万ユーロ (3250 万円) 超 (婚姻世帯の場合は 50 万ユーロ (6500 万円) 超) である高所得世帯については、この額を超える部分に対し、税率 3%又は 4%の2段階の超過累進税率で追加的な課税が行われる。

<sup>36</sup> 所得のある個人を対象に所得税とともに課される税であり、税率は給与所得、不動産所得、金融所得につき 9.2%、年金所得につき 8.3% (所得水準が低い者を対象とした軽減税率及び非課税措置が存在) 等とされている。

<sup>37</sup> 一般社会税のほか、社会保障債務償還税 (contribution au remboursement de la dette sociale: CRDS、所得全般に対して税率 0.5%で課税)、連帯税 (prélèvement de solidarité、不動産所得や金融所得のみを対象として税率 7.5%で課税) が存在する。

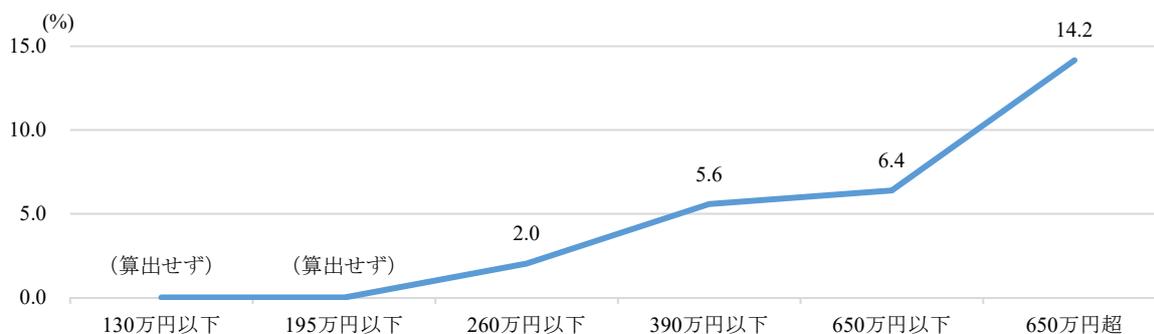
<sup>38</sup> ただし、労働所得と合算した上での同一税率による累進課税を選択した場合、配当所得については、法人段階での税負担 (法人税) との調整の観点から、その 40%相当額が課税ベースから控除される。

<sup>39</sup> なお、個人所得課税ではないが、2017 年までは、一定額以上の資産の保有者を対象に、その価額に対して超過累進税率により毎年課税する連帯富裕税 (impôt de solidarité sur la fortune: ISF) が存在したものの、2018 年以降、原則として課税対象に金融資産を含まない不動産税 (impôt sur la fortune immobilière:IFI) に改組された。

<sup>40</sup> “Tableau 215: Répartition des foyers fiscaux imposés par nombre de parts et par tranche de revenu fiscal de référence,” *Annuaire statistique 2018*. impots.gouv.fr HP <[http://www2.impots.gouv.fr/documentation/statistiques/annuaire2018/tab215\\_2018.xls](http://www2.impots.gouv.fr/documentation/statistiques/annuaire2018/tab215_2018.xls)>; “Tableau 221m: impôt sur le revenu (revenus de 2017) - impôt net par tranche de revenu fiscal de référence (ensemble des foyers),” *Annuaire statistique 2018*. idem <[http://www2.impots.gouv.fr/documentation/statistiques/annuaire2018/tab221m\\_2018.xls](http://www2.impots.gouv.fr/documentation/statistiques/annuaire2018/tab221m_2018.xls)> なお、フランスの個人所得税は世帯単位で課税される。

を続け、グラフの傾きが右上がりの形状をしていることが分かる（高所得者層における負担率の減少は、統計上、確認できない。）。ただし、高所得者層に係る所得金額階級の区分が、本稿で取り上げている他の国に比べて粗い点に留意を要すると考えられる<sup>41</sup>。

図5 フランスの個人所得税における純所得金額階級別の負担率（2017年分）



- (注1) 対象に金融所得を含み、社会保障目的税分は含まないものと見られる。  
 (注2) 純所得金額階級の各金額は、裁定外国為替相場（令和3年5月中において適用）に基づき、1ユーロ=130円として円換算した上で、四捨五入したもの。  
 (注3) 2017年時点では、金融所得は労働所得と合算の上、同一税率により累進課税されていた。現行では、上述の方式と、労働所得から分離・フラット税率を適用する課税方式との間での選択制である。  
 (注4) 純所得金額が「130万円以下」及び「195万円以下」の階級については、税務統計上、税額の値が負数となっていることから、負担率は算出してない。  
 (出典) “Tableau 215: Répartition des foyers fiscaux imposés par nombre de parts et par tranche de revenu fiscal de référence,” *Annuaire statistique 2018*. impots.gouv.fr HP <[http://www2.impots.gouv.fr/documentation/statistiques/annuaire2018/tab215\\_2018.xls](http://www2.impots.gouv.fr/documentation/statistiques/annuaire2018/tab215_2018.xls)>; “Tableau 221m: impôt sur le revenu (revenus de 2017) - impôt net par tranche de revenu fiscal de référence (ensemble des foyers),” *Annuaire statistique 2018. idem* <[http://www2.impots.gouv.fr/documentation/statistiques/annuaire2018/tab221m\\_2018.xls](http://www2.impots.gouv.fr/documentation/statistiques/annuaire2018/tab221m_2018.xls)> を基に筆者作成。

## VI イタリア

### 1 個人所得税の課税方式の概要

イタリアの個人所得税 (Imposta sul reddito delle persone fisiche: IRPEF) では、労働所得に相当する給与所得について合算され、超過累進税率（23～43%の5段階）が適用されて税額が算出される。その後、人的控除を含む各種の税額控除が適用される。

金融所得のうち配当所得及びキャピタル・ゲインについては、企業の発行株式のうち一定割合以上を保有する等の要件を満たす場合<sup>42</sup>、当該配当所得及びキャピタル・ゲインの58.14%相当分は労働所得に合算の上、課税される（残余の41.86%は非課税である。）<sup>43</sup>。この要件に該当しないもの及び利子所得については、労働所得からは分離され、税率26%で課税される<sup>44</sup>。

なお、イタリアにおいては、個人所得を課税ベースとし、低率でIRPEFに付加的に課される州及び基礎自治体の税が存在する。

<sup>41</sup> フランスに加え、以下で取り上げるイタリア及びカナダの各税務統計については、日本、アメリカ、イギリス、ドイツの各税務統計に比べ、高所得者層に係る所得金額階級の区分は粗い。なお、本稿の分析における統計上の制約要因については、「はじめに」及び前掲注(5)を参照。

<sup>42</sup> 具体的には、議決権の2%超（非上場株式の場合は20%超）又は発行総額の5%超（同じく25%超）相当分を保有していること、等が要件とされる。

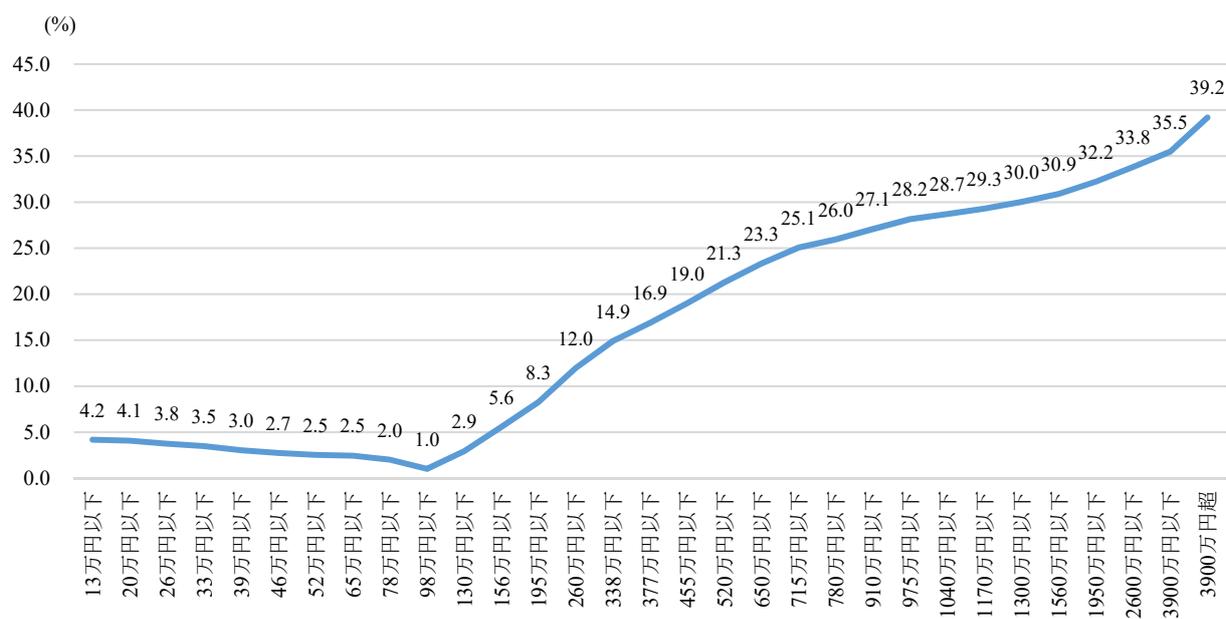
<sup>43</sup> この課税方式の下では、配当所得及びキャピタル・ゲインについて、労働所得への適用税率の58.14%相当に軽減された税率により累進課税することと同様の帰結となる。

<sup>44</sup> 金融所得のうち配当所得について、法人段階での税負担（法人税）との調整は個人段階では行われていない。

## 2 個人所得税の負担率

経済・財務省財政局（Ministero dell'Economia e delle Finanze, Dipartimento delle Finanze）による 2018 年分の個人所得税に関する年次税務統計<sup>45</sup>を基に、税額（Imposta netta）を総所得金額（Classi di reddito complessivo）で除することにより、総所得金額階級別の個人所得税負担率を算出した（図 6）。図からは、「98 万円以下」の階級から、同負担率が所得水準の高まりとともに上昇を続け、高所得者層においても、グラフの傾きが右上がりの形状をしていることが分かる（高所得者層における負担率の減少は、統計上、確認できない。）。

図 6 イタリアの個人所得税における総所得金額階級別の負担率（2018 年分）



(注 1) 対象に金融所得を含み、地方税分は含まないものと見られる。

(注 2) 総所得金額階級の各金額は、裁定外国為替相場（令和 3 年 5 月中において適用）に基づき、1 ユーロ = 130 円として円換算した上で、四捨五入したもの。

(出典) “IRPEF – Persone fisiche totali – Tutte le tipologie di contribuenti – Calcolo dell’IRPEF,” *Analisi statistiche - Dichiarazioni 2019 - Anno d'imposta 2018*. Ministero dell'Economia e delle Finanze HP <[https://www1.finanze.gov.it/finanze3/analisi\\_stat/index.php?tree=2019AAPFTOT020602&&&export=0&media=media&personalizza=no&&&&&&p&age=1](https://www1.finanze.gov.it/finanze3/analisi_stat/index.php?tree=2019AAPFTOT020602&&&export=0&media=media&personalizza=no&&&&&&p&age=1)> を基に筆者作成。

## VII カナダ

### 1 連邦個人所得税の課税方式の概要

カナダの連邦個人所得税（Personal Income Tax）では、資本所得を含む全ての所得につき合算の上、超過累進税率（15～33%の 5 段階）が適用され、税額が算出される。その後、基礎税額控除、配偶者税額控除等の各種税額控除（一部の給付付き税額控除を含む。）が適用される。

<sup>45</sup> “IRPEF – Persone fisiche totali – Tutte le tipologie di contribuenti – Calcolo dell’IRPEF,” *Analisi statistiche - Dichiarazioni 2019 - Anno d'imposta 2018*. Ministero dell'Economia e delle Finanze HP <[https://www1.finanze.gov.it/finanze3/analisi\\_stat/index.php?tree=2019AAPFTOT020602&&&export=0&media=media&personalizza=no&&&&&&p&age=1](https://www1.finanze.gov.it/finanze3/analisi_stat/index.php?tree=2019AAPFTOT020602&&&export=0&media=media&personalizza=no&&&&&&p&age=1)>

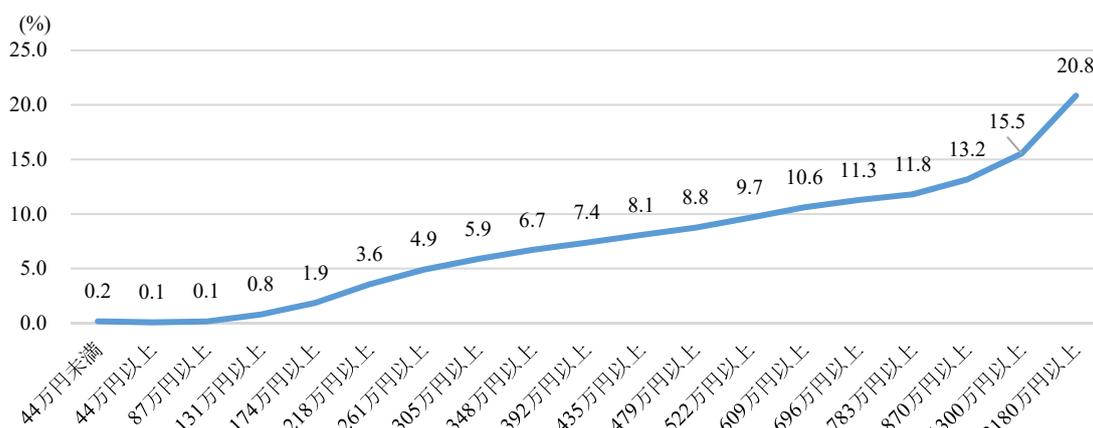
ただし、金融所得のうち、配当所得は法人段階での課税との二重課税の調整がなされる<sup>46</sup>。また、キャピタル・ゲインについては、その 50%相当額のみが課税対象となる<sup>47</sup>。

カナダにおいては、連邦政府に加え、州及び準州の政府も、個人所得に対して超過累進税率に基づく課税を行っている（ただし、税率構造は州等により異なる。）。

## 2 連邦個人所得税の負担率

カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）による 2017 年分の連邦個人所得税に関する年次税務統計<sup>48</sup>を基に、連邦個人所得税の税額（Net federal tax）を総所得金額（Total income assessed）で除することにより、総所得金額階級別の連邦個人所得税の税負担率を算出した（図 7）。ただし、同統計の注記等から、キャピタル・ゲインに係る課税対象除外分（50%相当額）は統計に含まれていないものと考えられる。図からは、同負担率が所得水準の高まりとともに上昇を続け、高所得者層においても、グラフの傾きが右上がりの形状をしていることが分かる（高所得者層における負担率の減少は、統計上、確認できない。）。

図 7 カナダの連邦個人所得税における総所得金額階級別の負担率（2017 年分）



(注 1) 金融所得に係る額の一部（キャピタル・ゲインの 50%相当額）については対象に含まれていないものと見られる。  
 (注 2) 総所得金額階級の各金額は、裁定外国為替相場（令和 3 年 5 月中において適用）に基づき、1 カナダドル=87 円として円換算した上で、四捨五入したもの。  
 (出典) Canada Revenue Agency, “Final Table 2 for all Canada: All returns by total income class,” *T1 Final Statistics 2019 edition (for the 2017 tax year)*. Government of Canada HP <[https://www.canada.ca/content/dam/cra-arc/prog-policy/stats/t1-final-stats/2017-tax-year/table2\\_ac-eng.pdf](https://www.canada.ca/content/dam/cra-arc/prog-policy/stats/t1-final-stats/2017-tax-year/table2_ac-eng.pdf)> を基に筆者作成。

<sup>46</sup> カナダの連邦法人税率は 38%（ただし、カナダを構成する各州等において稼得した利益であり、かつ、税負担軽減措置の適用対象等に該当しない利益については、これに係る税率が計 23%分減じられ、実質的な連邦法人税率は 15%）であるところ、①納税者（個人株主）の受取配当の 138%又は 115%相当額を納税者の所得として計上した上で、②①で計上した額を基に算出された連邦個人所得税額から、配当税額控除として法人段階での課税分相当額が控除される、という仕組みである。これは、受取配当及びそれに対応する法人段階での税負担額を全て個人株主に帰属させることを意図した仕組み（いわゆるインピュテーション方式）であり、結果的に、連邦法人課税と連邦個人所得課税の二重課税は排除される。

<sup>47</sup> この課税方式の下では、キャピタル・ゲインについて、労働所得への適用税率の 50%相当に軽減された税率により累進課税することと同様の帰結となる。

<sup>48</sup> Canada Revenue Agency, “Final Table 2 for all Canada: All returns by total income class,” *T1 Final Statistics 2019 edition (for the 2017 tax year)*. Government of Canada HP <[https://www.canada.ca/content/dam/cra-arc/prog-policy/stats/t1-final-stats/2017-tax-year/table2\\_ac-eng.pdf](https://www.canada.ca/content/dam/cra-arc/prog-policy/stats/t1-final-stats/2017-tax-year/table2_ac-eng.pdf)>

## Ⅷ 個人所得税負担率と金融所得をめぐる課税方式との関係（国際比較）

以上、我が国を含む主要先進7か国の個人所得税の課税方式を概観しつつ、同税の負担率の算出を試みた。各国の税務統計に基づく算出結果について、課税方式を踏まえつつ整理してみたい。

一般に、金融所得に対する課税方式については、①金融所得を労働所得から分離した上で、フラット税率を適用する課税方式、②労働所得に係る適用税率に連動する税率（労働所得よりも低い税率）により累進課税する方式、③労働所得・金融所得の区別なく、同一の税率により累進課税する方式、の3つに分類することが可能である<sup>49</sup>。なお、②については、金融所得に対して労働所得とは別個の税率を適用する方式（アメリカ及びイギリスが該当）と、金融所得の一部のみを労働所得と合算・累進課税することにより（金融所得のうち残りの部分は非課税）、結果的に金融所得に対して軽減税率により累進課税するものとみなし得る方式（イタリア及びカナダが該当<sup>50</sup>）とに区分される。

以上のような分類を念頭に、個人所得税負担率をめぐる本稿での試算結果をまとめると、次のようになる。すなわち、(a) 金融所得を分離し、フラット税率により課税している2か国（我が国及びドイツ）については、所得が一定の水準（この水準は国によって異なる。）に達するまでは、個人所得税負担率は上昇するが、その水準を超えると、同負担率が低下することがうかがえる。また、(b) 金融所得について区分し、労働所得とは異なる税率により軽減している2か国（アメリカ及びイギリス<sup>51</sup>）についても同様に、所得が一定の水準を超えると個人所得税負担率の低下が見られる。一方、(c) 金融所得の一部のみを労働所得と合算・累進課税している2か国（イタリア及びカナダ<sup>52</sup>）では、所得水準が高まるほど、個人所得税負担率が上昇する結果となった（高所得者層でも上昇が続く。）。また、(d) 金融所得を労働所得と合算し、同一の税率で累進課税しているフランス<sup>53</sup>についても、結果は同様となった。ただし、上述の結果は、飽くまで各国の税務統計を基に機械的に算出したものであり、特に(c)及び(d)に分類される3か国の税務統計については、高所得者層に係る所得金額階級の区分が、残る4か国の税務統計に比べて粗い点に一定の留意を要すると考えられる。（以上、表2を参照）

<sup>49</sup> James Banks and Peter Diamond, “The Base for Direct Taxation,” James Mirrlees et al., eds., *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford: Oxford University Press, 2010, pp.549, 553における例示を参照。なお、同論考では、これらに加え、金融所得に何らの課税も行わないとする扱いが例示されている。

<sup>50</sup> 前掲注(43)及び前掲注(47)を参照。イタリアについては、配当所得及びキャピタル・ゲイン（企業の発行株式のうち一定割合以上を保有する等の要件を満たすもの）の場合である（58.14%相当額のみ労働所得と合算され、累進課税される。）。なお、利子所得並びに上述の要件を満たさない配当所得及びキャピタル・ゲインは、労働所得から分離され、フラット税率（26%）により課税される。また、カナダについては、キャピタル・ゲインの場合である（50%相当額のみ労働所得と合算され、累進課税される。ただし、税務統計には課税対象である50%相当分のみが反映されていると見られる。）。なお、利子所得及び配当所得については労働所得と同一の税率による累進課税の対象である。

<sup>51</sup> ただし、本稿での試算に利用した税務統計には、キャピタル・ゲインに係る税負担分（キャピタル・ゲイン税）のデータは含まれていないと考えられる。

<sup>52</sup> 前掲注(50)を参照。

<sup>53</sup> フランスは、2018年以降、金融所得につき、労働所得と合算の上、同一税率により累進課税する方式から、同方式と、労働所得から分離した上でフラット税率を適用する課税方式との間での選択制に移行した（なお、前者を選択した場合、配当所得については、その40%相当額が課税ベースから控除される。）。

表2 主要先進国の金融所得に対する課税方式及び個人所得税負担率の概要

	金融所得に対する課税方式	国	税務統計の対象年	個人所得税負担率の変化	
(a)	①労働所得から分離し フラット税率で課税	日本 <sup>(注1)</sup>	2019年	所得が一定の水準に達すると、 個人所得税負担率が低下 (一定の水準に達するまでは、同負担率は上昇)	
		ドイツ	2016年		
(b)	②労働所得より 低い税率で 累進課税	労働所得とは 別の税率を適用	アメリカ <sup>(注2)</sup>		2018年
			イギリス <sup>(注3)</sup>		2017年度
(c)	③労働所得と同一税率で累進課税	一部のみ 労働所得と合算	イタリア <sup>(注4)</sup>	2018年	所得水準が高まるほど、 個人所得税負担率が上昇 (高所得者層における負担率の減少は、 統計上、確認できない。) <sup>(注7)</sup>
			カナダ <sup>(注5)</sup>	2017年	
(d)	③労働所得と同一税率で累進課税	フランス <sup>(注6)</sup>	2017年		

- \* 中央政府（連邦政府を含む。）により課される個人所得課税分のみを対象としている。
- (注1) 日本では、配当所得については分離課税（フラット税率による課税）と総合課税（累進課税）の選択制とされている。
- (注2) アメリカでは、利子所得は労働所得と合算され、累進課税される。また、州税等において金融所得は労働所得と合算の上、課税される。
- (注3) イギリスについて、キャピタル・ゲイン税分は、今回利用した税務統計の対象に含まれていないと考えられる。
- (注4) イタリアについては、配当所得及びキャピタル・ゲイン（企業の発行株式のうち一定割合以上を保有する等の要件を満たすもの）の場合である（58.14%相当額のみ労働所得と合算され、累進課税される。）。なお、利子所得並びに上述の要件を満たさない配当所得及びキャピタル・ゲインは、労働所得から分離され、フラット税率（26%）により課税される。
- (注5) カナダは、キャピタル・ゲインの場合である（50%相当額のみ労働所得と合算され、累進課税される。ただし、税務統計には課税対象である50%相当分のみが反映されていると見られる。）。なお、利子所得及び配当所得については労働所得と同一の税率による累進課税の対象である。
- (注6) フランスは、2018年以降、金融所得につき、労働所得と合算の上、同一税率により累進課税する方式から、同方式と、労働所得から分離した上でフラット税率を適用する課税方式との間での選択制に移行した（なお、前者を選択した場合、配当所得については、その40%相当額が課税ベースから控除される。）。
- (注7) なお、この分類に該当するイタリア、カナダ、フランスの3か国の税務統計については、高所得者層に係る所得金額階級の区分が、残る4か国の税務統計に比べて粗い点に一定の留意を要すると考えられる。
- (出典) 各国の税務統計を基に筆者作成。

なお、個人所得税負担率をめぐる本稿での分析につき、付言しておくべき点がある。

第一に、代表的な間接税である付加価値税（我が国の消費税に相当する税目）に係る負担は本稿における検討の対象外であり、本稿での分析は、個人のあらゆる税負担を包含したものはなっていない。しかし、付加価値税は個人所得に対して逆進的であることから、仮に同税負担分を勘案した場合、高所得者層の税負担率については、個人所得課税のみを対象に分析を行った場合に比べ、より明確に低下傾向が現れることが予想される。

第二に、一般に、法人段階での課税（法人税）に係る負担も最終的には個人（株主）に帰着すると考えられるところ、本稿の分析では、こうした法人税の帰着は考慮されていない。ただし、先行研究によれば、法人段階での税負担の多くの割合は、賃金の引下げ等の形で、労働者に帰着することが示されている<sup>54</sup>。そのため、法人税の帰着を考慮に入れた場合、所得全体に占める資本所得の割合が大きいと考えられる高所得者層に加え、同じく労働所得の割合が大きいと考えられる中・低所得者層についても応分に税負担の割合が高まることとなり、税負担率の全体的な傾向に大きな変化は生じないと考えられる。

<sup>54</sup> William C. Randolph, “International Burdens of the Corporate Income Tax,” *Congressional Budget Office Working Paper Series*, 2006.8. <<https://cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/ftpdocs/75xx/doc7503/2006-09.pdf>> ここでは、法人税負担の約3割が株主に帰着する一方、約7割が労働者に帰着するとされている。また、土居丈朗「法人税の帰着に関する動学的分析—より簡素なモデルによる分析—」『三田学会雑誌』105(1), 2012.4, pp.15-29. <[https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00234610-20120401-0015.pdf?file\\_id=100694](https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00234610-20120401-0015.pdf?file_id=100694)> では、法人税負担は時間の経過とともに労働者に帰着する割合が高まると指摘されている。

## おわりに

金融所得に対する課税の在り方をめぐっては、理論的側面から議論が重ねられてきた経緯がある<sup>55</sup>。包括的所得税論<sup>56</sup>の下では、給与所得に代表される労働所得であるか、株式や債券、不動産等から生じる資本所得であるかを問わず、これらを合算し、同一の税率で累進課税を行うのが、税制の「公平性」の観点から最も望ましい課税方式とされる<sup>57</sup>。これに対し、主に経済学主流派の立場からは、資本所得への重課は経済活動（貯蓄と投資）を阻害するとして、資源配分の効率性（税制の「中立性」）<sup>58</sup>を重視する観点から、資本所得に対する税率をゼロとするのが望ましいとの考え方が通説的な見解として示されてきた<sup>59</sup>。その後、北欧諸国を中心に広がりを見せた二元的所得税（労働所得に相当する給与所得に対しては累進課税を行う一方で、資本所得には労働所得に適用される最低税率と等しいフラット税率で課税する課税方式）が紹介され<sup>60</sup>、我が国における導入の可能性についても論じられた<sup>61</sup>。また、近年では、上述の経済学主流派の通説的見解を否定して、資本所得に対して一定の課税を行うべきであるとの説（資本所得に対する税率を労働所得に対する累進税率よりも低い水準としつつ、後者を前者に連動させる累進課税を想定）が提示されるなど<sup>62</sup>、経済学的知見に基づく議論が継続している。

我が国の所得税制を振り返ると、第二次世界大戦後の第一次シャープ勧告（昭和 24（1949）年）を契機に、包括的所得税論の考え方を理論的な拠り所とした所得税制が整備された。その後、種々の見直しを重ねる中で、税制の「中立性」を重視する方向に傾きつつ、金融所得について分離課税を基調とする現行の課税方式が整えられた<sup>63</sup>。金融所得課税をめぐるこれまでの経緯を踏まえた上で、所得税の所得再分配機能の発揮、適切な税負担の在り方、国内経済への影響等を十分に見据えた議論の深化が期待される。

<sup>55</sup> 深澤映司「消費税の本質をどのように考えるか—所得税との比較による論点整理—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1118, 2020.10.27, pp.4-6. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11560844\\_po\\_1118.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11560844_po_1118.pdf?contentNo=1)>

<sup>56</sup> Robert Murray Haig, *The Federal Income Tax*, New York: Columbia University Press, 1921; Henry Calvert Simons, *Personal Income Taxation*, Chicago: University of Chicago Press, 1938.

<sup>57</sup> これに対し、欧州諸国において伝統的な制限的所得概念では、反復的・継続的に生ずる利得のみが課税対象となる所得とみなされ、キャピタル・ゲイン等の一時的・偶発的利得は課税対象外とされる。なお、包括的所得税論では、資本所得に係る課税ベースにつき、理論的には「発生主義ベースでの」資本所得とされており、保有株式等の含み益（未実現のキャピタル・ゲイン）も課税ベースに含まれる（ただし、実際には含み益の算定は困難であるため、包括的所得税論に基づいた税制においても、実現した利益に対する課税にとどまるのが実情である。）。

<sup>58</sup> 課税により経済にゆがみをもたらさないことをいう。

<sup>59</sup> 例えば、A.B. Atkinson and J. E. Stiglitz, “The Design of Tax Structure: Direct Versus Indirect Taxation,” *Journal of Public Economics*, 6(1・2), 1976.7・8, pp.55-75. <<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/0047272776900414>> こうした議論の背景には、個人による資本の蓄積（金融資産の購入を含む。）に対する課税は、ひいては企業等による投資を阻害し得るとの認識がある。

<sup>60</sup> 例えば、馬場義久「スウェーデンの二元的所得税」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所, 2004, pp.1-30.

<sup>61</sup> 例えば、森信茂樹「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」『フィナンシャル・レビュー』65号, 2002.10, pp.38-56. <[https://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL\\_WA\\_po\\_print/info:ndljp/pid/8379094/www.mof.go.jp/pri/publication/financial\\_review/fr\\_list4/r65/NDL\\_WA\\_po\\_r\\_65\\_038\\_056.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/8379094/www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list4/r65/NDL_WA_po_r_65_038_056.pdf)>

<sup>62</sup> Banks and Diamond, *op.cit.*(49), pp.548-648. なお、ここで提示されている仕組みは、包括的所得税と異なるほか、二元的所得税とも相容れないものと言える。

<sup>63</sup> 我が国における金融所得課税の変遷については、重田正美「金融所得税制の変遷と現状—日本版 ISA の導入を踏まえて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.808, 2013.11.26, pp.2-3. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8367662\\_po\\_0808.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8367662_po_0808.pdf?contentNo=1)>